

# 山梨県公報

第二千七百八十二号

平成三十年

四月九日

月 曜 日

## 目 次

### 公 告

○公共測量の終了.....一六五

## 公 告

### ● 公共測量の終了

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により笛吹市から次のとおり公共測量の実施を終わった旨の通知を受けたので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成三十年四月九日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 測量の種類 公共測量(数値地形図作成(地図情報レベル一万))
- 二 測量の地域 笛吹市全域
- 三 測量の期間 平成三十年一月十五日から同年三月二十六日まで

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番